

Q 鹿、猪、猿について、最近このほか繁殖率が多くなり農作物に大きな被害を与えています。とりわけ猿対策を何とかしてほしいです。

A 野生の獣対策についてですが、近年有害鳥獣による農作物被害が急激に増加してまいりました。特にニホンザルによる農作物被害については、農家にとっては深刻な問題となっています。

甲賀市における現状の対応策は、まず野生獣との棲み分けが必要なことや人間の怖さを知らしめるために、自衛策として集落での一体的な取り組みをお願いし、追払いのためのエアガンでの貸し出しやロケット花火の支給を実施して対策を図っておりますので農事改良組合を通じて活用いただきたいと思います。

また、防止対策として農事改良組合を通じて獣害防護柵等の設置要望をお聞きし、共同で獣害防除施設を設置される場合は補助金を交付させていただきます。支援助をさせていただきます。

市長への手紙

～皆さんからお寄せいただいた声～

補助制度を設けております他、具体的な猿対策として防護柵等の設置による防除と集落単位での山の追払いを実施していただく支援もしております。

次に被害対策として農作物被害の状況や拡大を防ぐため必要と判断した場合は、猟友会等の協力を得て捕獲を依頼してまいります。ニホンザルについては群れ集団を形成しておりますので、銃器による捕獲については群れを解体分裂させることになり、かえって農作物被害が拡大すると言われております。早期的で確実な対策が困難な状況であります。県・市・農業共済組合・集落・農業者等で連携を取り被害防止対策に努めさせていただきます。

農作物被害の発生があれば、現地の確認もさせていただきますので、各支所又は農業振興課にご連絡ください。

連絡先

農業振興課

☎ 65-0711
FAX 63-4592

【問い合わせ】

秘書広報課 広報公聴係

☎ 65-0675
FAX 63-4619

初めて介護保険サービスを利用する際には次のようなことにご注意ください。

①介護保険被保険者証に記載されている、要介護状態区分・認定の有効期間をご確認ください。

要介護状態区分等に記載がある場合は認定をされています。記載がない場合は認定をされていないので、各支所総合窓口課又は水口社会福祉センター内介護福祉課で申請手続きを行ってください。

認定の有効期間は過ぎていませんか？有効期間が過ぎてしまうと認定を受けていない状態と同じになり、もう一度申請手続きが必要になります。

②認定結果をもとに自分にあったサービスを組み合わせ、いつ、どんなサービスを、どの事業者から利用するかといった介護サービス計画(ケアプラン)を作ります。

指定居宅介護支援事業所に依頼すると、介護支援専門員が本人や家族と話し合いながら、介護サービス計画を作成します。

介護サービス計画作成は、全額保険給付となり、利用者負担はありません。

指定居宅介護支援事業所は、ご本人やご家族が話し合い選択・連絡して契約していただきます。

介護保険サービスを利用する際には……

指定居宅介護支援事業所を選択されたら直接事業所に依頼をしてください。契約が済んだら、各支所総合窓口課又は水口社会福祉センター内介護福祉課まで「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出してください。

*「居宅介護支援事業所の一覧」及び「居宅サービス計画作成依頼届出書」は、各支所総合窓口課及び水口社会福祉センター内介護福祉課にあります。届出書を提出する際は、介護保険被保険者証をご持参ください。「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出が遅れるとサービスの利用が遅れたり、届出がないと一旦全額の利用料を支払うことになります。

☎ 指定居宅介護支援事業所とは…都道府県の指定を受け、介護支援専門員(ケアマネジャー)がいる事業所です。

☎ 介護支援専門員(ケアマネジャー)とは…利用者の依頼に基づいて、介護サービス計画を作成したり、サービス事業者を手配したりする専門家です。サービスを利用する時の相談にも応じてくれます。

【問い合わせ】 介護福祉課 ☎ 65-0699 FAX 63-4085